

民法総則 の 基礎がため

著 大島 眞一 (大阪高裁部総括判事)
イラスト かほcomic (弁護士有資格者)

イラストでアシスト

知識を理解に変える本



新日本法規

第2章 意思表示

1 意思表示とは

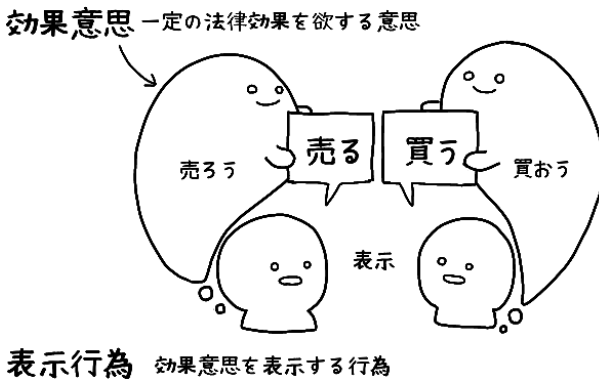
事例1

Xは、新しい自動車を買いたくなり、所有している甲自動車を100万円程度で売りたいと思い、友人にその話をした。その友人から話を聞いたYは、100万円は安いから自分が買いたいと思い、Xに会いに行った。その場で、Xは甲自動車をYに100万円で売り、Yは甲自動車をXから100万円で買うことを合意した。

意思表示とは、一定の法律効果の発生を欲するときに、その意思を外部に表示する行為である。

事例1に基づいて検討すると、次のようになる。

当事者が一定の「動機」を形成する。その動機に導かれて、一定の法律効果を欲する意思（「効果意思」と呼ばれる。）が形成される。その効果意思を表示する表示行為が行われる。このような過程を経て成立するのが意思表示である。意思表示が一致すると、契約が成立する。

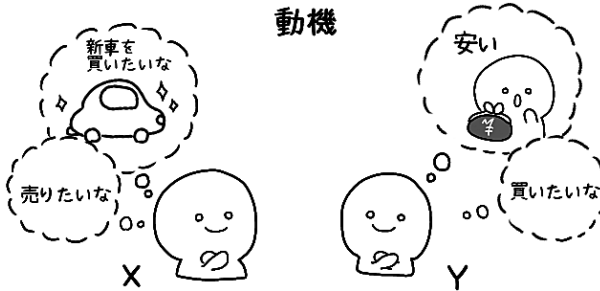


具体的にみると、

動機

X：甲自動車を100万円で売りたいな。(新車を買いたいから)

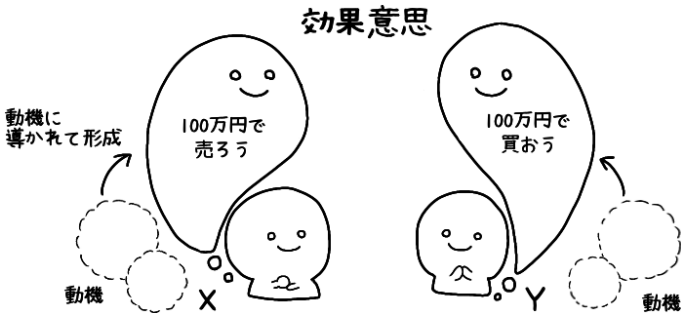
Y：甲自動車を買いたいな。(100万円は安いから)



効果意思

X：甲自動車を100万円で売ろう。

Y：甲自動車を100万円で買おう。

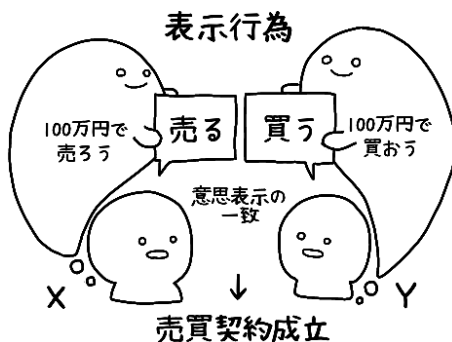


表示行為

X：Yに対し甲自動車を100万円で売る意思を表示した。

Y：Xに対し甲自動車を100万円で買う意思を表示した。

⇒XとYの意思表示の一致があるので、売買契約の成立。



2 法律行為の解釈

法律行為（※）につき特定の法律効果が生じるためには、その内容を確定する必要がある。**事例1**では、Xは甲自動車を100万円で売る意思表示をしており、Yは甲自動車を100万円で買う意思表示をしており、両者は一致しているが、それが一致していないこともある。

※ 法律行為とは

法律行為とは一定の法律効果を欲する意思に基づいてした行為のことです。典型的なのは契約で、「売る」という意思表示と「買う」という意思表示の合致により成立します。ほかに、単独行為の意思表示により法律効果が発生する場合があります（100・115・116頁参照）。法律行為によらずに法律効果が生じる典型的な例は、人を殴って怪我をさせた場合などの不法行為（民法709条）が挙げられます。

これから学ぶ民法総則では、特別な場合を除いて、売買契約を念頭に考えるとよいです。

事例2

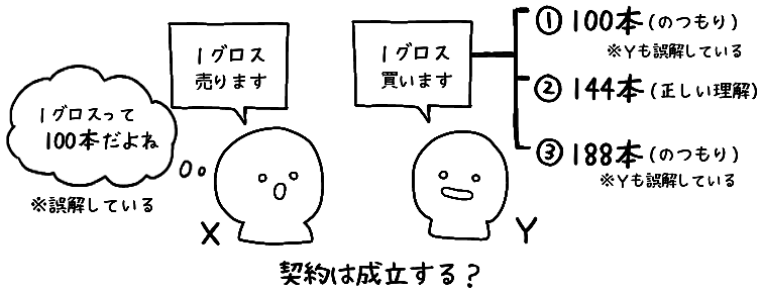
売主Xは、万年筆1グロス（144本）（※）を100万円で売ろうと思ったが、1グロスは100本であると誤解し、買主Yに対し1グロスを100万円で

売る旨を告げ、Yはそれを承諾した。

①Yも1グロス=100本であると誤解していた場合、②Yは144本の意味と正しく理解していた場合、③Yは1グロスを188本と誤解していた場合、それぞれ契約はいかなる内容で成立するか。

※実際は

1グロス=144本



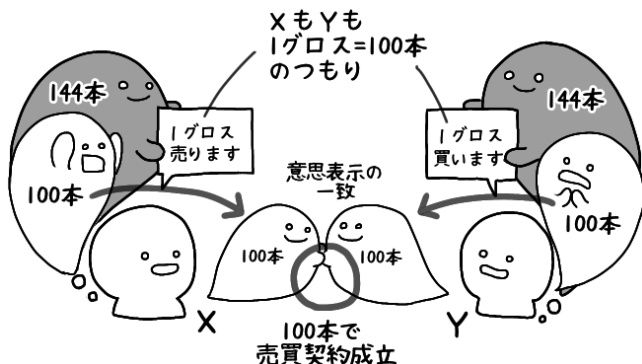
※ グロスとは

グロスというのは、数量の単位で、1グロスは12ダースで144個。ゴルフのグロスや化粧品のリップグロスとは無関係。

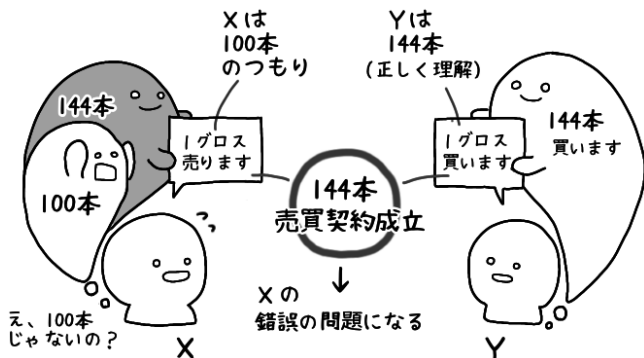
当事者の意思表示を解釈するに当たっては、用いた表示を客観的に明らかにすることが基本である（客観的解釈）。取引の安全（※1）、相手方の信頼保護、意思表示をした者の帰責性（※2）を理由とする。ただし、当事者双方が一致して誤解している場合には、意思表示が一致している以上、その意思表示のとおりの契約成立を認めて差し支えない。また、意思表示が一致していない場合には、当事者間の事情や取引慣行により、当該事情の下で、当事者のいずれが付与した意味に正当性があるかを問い、いずれか一方に正当性がある場合には、その意味どおりの意思表示をしたと解することになる。当事者は、自分の真

意を伝えるのに適した表示を用いるべきであって、それをしなかったときは、表示の意味に対する相手方の信頼を保護すべきであるからである。

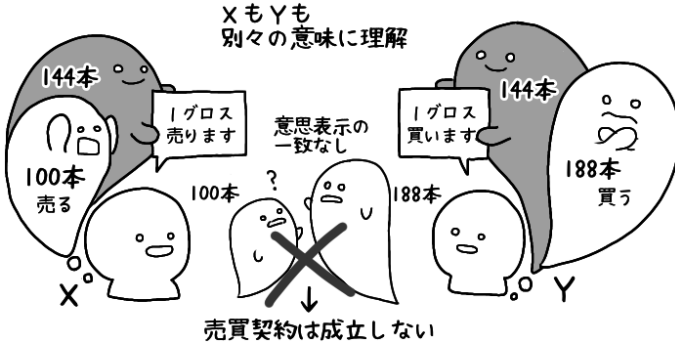
事例2において、①の場合では、双方が、1グロスが100本であると誤解しているのであるから、100本とすることで意思表示の一致があり、100本で売買契約が成立している。



②の場合では、一般に使われている144本の意味に正当性があり、144本で契約が成立しているといえる。あとは、Xの錯誤の問題（31頁参照）となる。

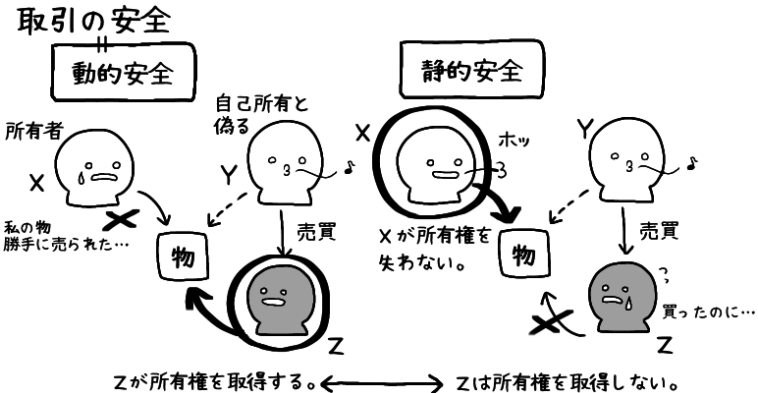


③の場合では、客観的には144本であるが、双方が別々の意味に理解しており、意思表示の一致はなく、契約は成立していないと考えることになる。



※1 取引の安全とは

取引の安全とは、売買契約等の取引行為によって有効に物を取得できることをいいます。動的安全ともいいます。例えば、Xが所有している物をYが自己の所有であるとしてZに売った場合、Zが所有権を取得するという考え方です。他方、Xが所有権を失わず、Zが所有権を取得しないという考え方を静的安全といいます。民法は、この調整をどうするかということを規定している箇所が多いです。



※2 当事者の帰責性とは

当事者の帰責性とは、当事者に責められるべき理由や落ち度があるという意味です。例えば、**事例2**の②の場合で、Xは1グロスを100本と思っていたことに落ち度があり、1グロスを売ると言っている以上、144本で契約は成立したと考えるものです。

3 心裡留保（民法93条）

(1) 心裡留保（※）とは

事例3

希望する大学に合格せず、がっかりしているYを見て、かわいそうに思ったXは、持っている甲パソコンをYに譲ると言えば喜ばすことができると考え、冗談で、「甲パソコンをやるよ」と言った。Yは、Xに対し、甲パソコンの引渡しを求めることはできるか。

※ 心裡（しんり）留保とは

心裡留保の「裡」は見かけない文字です。「裡」とは、裏とか内側という意味で、心裡留保とは、心の裏（内側）に真意が留められているという意味です。

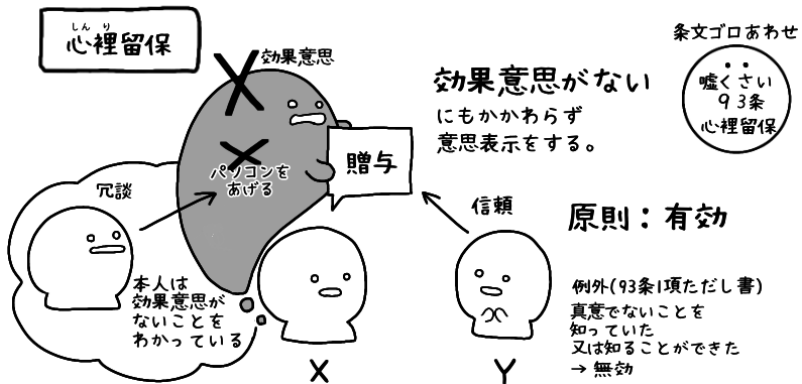
心裡留保とは、表意者が、効果意思がないにもかかわらず、あるかのような意思表示をすることである。**事例3**でいえば、Xは、実際に甲パソコンをYに贈与する意思がないにもかかわらず、それを贈与するという表示行為をしている。

心裡留保は、原則として有効である（民法93条1項本文）。表示行為に対する相手方の信頼を保護する必要があること、表意者においてわざと真意ではない表示をしており、帰責性が大きいことからである。

ただし、相手方が表意者の真意ではないことを知っていた場合、又

は、知ることができた場合には、意思表示は無効である（民法93条1項ただし書）。相手方が真意ではないことを知っていた場合には保護すべき信頼がなく、相手方が真意ではないことを知ることができた場合には、相手方の信頼は保護に値しないと考えられるからである。

したがって、**事例3**の場合、Yにおいて、XがYに対して甲パソコンを贈与するという意思が真意でないことを知っていたか、知ることができた場合には、無効となる。逆にいえば、真意ではないと知ることができなかった場合は、贈与は有効である。



(2) 第三者

では、XからYに対する甲パソコンの贈与が無効であるとした場合、贈与を受けたYが甲パソコンを第三者に売った場合は、どうであろうか。

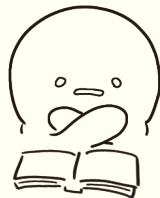
民法93条2項は、その場合、意思表示の無効は善意の第三者に対抗することができないと定める。この規定は平成29年民法改正（平成29年法律44号）で入れられたものであるが、次に述べる「虚偽表示」と同様に考えることができるので、そちらを参照していただきたい。



新日本法規

こんな人におすすめ

- ✓ 民法を初めて学ぶ
- ✓ 民法を難しいと感じる
- ✓ 民法を効率的に理解したい
- ✓ 試験対策をしたい



続きは

「本書の特徴」で

